

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、圏域全体で暮らしに必要な都市機能・生活機能を確保していく取組を支援するため、定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

〈平成21年度事業費〉	○地方財政措置	
	・ 一般行政経費（単独）	50億円程度
	・ 地域活性化事業債	844億円の内数
	・ 過疎対策事業債	2,638億円の内数
	・ 辺地対策事業債	478億円の内数
	○地域情報通信基盤整備推進交付金	79億円の内数

1. 中心市及び周辺市町村の取組に対する包括的財政措置

(1) 中心市の取組に対する包括的財政措置(特別交付税)

周辺市町村の住民等のニーズにも対応しながら、生活機能等の集約・ネットワーク化を進め、各種行政サービス等を提供していく取組に対する包括的な財政措置。

1市当たり年間4,000万円程度を基本として、圏域の人口、面積、周辺市町村数、昼夜間人口比率等を勘案して算定。

(2) 周辺市町村の取組に対する包括的財政措置(特別交付税)

協定又はビジョンに基づき、中心市や他の周辺市町村と連携しながら進める取組や、地域のニーズを踏まえて行うコミュニティ振興等の取組などに対する包括的な財政措置。

1市町村当たり年間1,000万円程度を基本として、当該市町村の人口、面積等を勘案して算定。

2. 地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の創設

協定又はビジョンに基づく基幹的施設や、ネットワーク形成に資する道路、交通、通信施設等であって、圏域全体で生活機能等を確保するために必要不可欠なものの整備に対し、地域活性化事業債を充当(90%)。元利償還金の35%を普通交付税措置(単独事業のほか、定住自立圏の推進の観点から優先採択等となった国庫補助事業等のうち、特に必要なものに係る地方負担分にも充当。)

なお、圏域内の住民の利用にも供する施設を整備する場合、圏域内の他市町村の負担金について、当該市町村の住民の効用を限度として、地域活性化事業債、過疎債及び辺地債の充当が可能(それぞれ従前の取扱いの通り。)

3. 外部人材の活用に対する財政措置

産業振興、医療サービスの向上、ICTの効果的活用など、協定又はビジョンに基づく取組を進めるため、圏域外から専門性を有する民間又は行政分野の人材を確保し、活用する経費に対する特別交付税措置(圏域構成市町村当たり年間700万円を上限とし、最大3年間の措置。)

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

(1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置

協定又はビジョンに基づく取組を推進するため、公益法人等に出資してファンドを形成し、民間事業者等に融資等を行う場合に、公益法人等への出資に要する経費に一般単独事業債を充当(90%)。償還金利息に特別交付税措置(50%)。

(2) ふるさと融資の融資限度額等の引き上げ

協定又はビジョンに基づく取組に関連して、民間事業者がふるさと融資(地域振興に資する事業活動で、新たな雇用の確保が見込まれるものに対する無利子資金融資)を活用する場合に、融資限度額及び融資比率を引き上げ。

5. 個別の施策分野における財政措置

(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(特別交付税)

協定又はビジョンに基づき、病診連携、夜間休日医療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組む市町村に対し、特別交付税措置(圏域の中核的病院と位置づけられた市町村立病院又は民間病院を中心とした取組に関する市町村の負担金への特別交付税措置等。)

(2) へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充(特別交付税)

(1)の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対する特別交付税措置の拡充。

(3) 簡易水道の統合等に係る経過措置

協定又はビジョンに基づき、複数市町村間で、簡易水道と上水道の統合や、複数の簡易水道の統合による上水道の設置を行う場合に、従前簡易水道であった給水地域に係る建設改良費について、一定期間、簡易水道と同様の財政措置を適用。

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

定住自立圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定することを可能とする。

7. 情報通信基盤等の整備に対する支援

定住自立圏の取組を推進するための情報通信基盤及びこれを活用した遠隔医療等に不可欠な送受信装置等の整備に対して、地域情報通信基盤整備推進交付金により優先的に採択・支援(交付率:1/3)。